

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 4 号
発行日 令和 5 年 8 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○条 例

- 綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定
(商工労政課)・・・1
- 綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の制定
(こども支援課)・・・4
- 綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・6
- 綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・7
- 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・10
- 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・11
- あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正
(観光交流課)・・・12
- 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部改正
(建築課)・・・13
- 綾部市火災予防条例の一部改正
(消防本部予防課)・・・14

○規 則

- 綾部市子育て交流センターの管理及び運営規則の制定

(こども支援課)・・・16

- 綾部市火災予防条例施行規則の一部改正
(消防本部予防課)・・・17
- 綾部市団体事業補助金等交付規則の一部改正
(財政課)・・・18

○告 示

- 地縁団体変更告示(下市自治会)
(市民協働課)・・・25
- 令和5年6月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・26
- 綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・27
- 綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給要綱の制定
(農政課)・・・28
- 綾部市地域総合整備資金貸付要綱の一部改正
(財政課)・・・32
- 綾部市国民健康保険被保険者証無効告示
(市民・国保課)・・・33
- 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部改正
(環境企画課)・・・34
- 綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の一部改正
(環境企画課)・・・35
- 綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱の一部改正

	(社会福祉課)・・・36		(監理課)・・・114
・綾部市移住者就業・起業支援 補助金交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・44	・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について	(農業委員会)・・・125
・地縁団体認可告示(鷹栖町自 治会)	(市民協働課)・・・46	・放置自転車の処分について	(市民協働課)・・・126
○公 告		・綾部市営住宅の入居者募集公 告	(建築課)・・・129
・公示送達	(税務課)・・・47	・公示送達	(税務課)・・・148
・第25期綾部市農業委員会第 1回総会開催について	(農業委員会)・・・48	・公示送達	(税務課)・・・149
・高津町舗装復旧工事条件付一 般競争入札について	(監理課)・・・49	・公示送達	(税務課)・・・150
・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について	(農業委員会)・・・59	○教育委員会規則	
・公の施設の指定管理者の公募	(商工労政課)・・・60	・綾部市図書館管理及び運営規 則の一部改正	・・・151
・綾部市ペットボトル水平リサ イクル業務に関する公募型プ ロポーザルの実施について	(環境保全課)・・・73	○教育委員会告示	
・新都市公園整備工事公募型指 名競争入札について	(監理課)・・・82	・令和5年度第4回(7月)綾 部市教育委員会会議招集告示	・・・152
・公共下水道管渠築造(5-2) 工事公募型指名競争入札につ いて	(監理課)・・・93		
・物部保育園園庭遊具更新工事 条件付一般競争入札について	(監理課)・・・104		
・公共下水道舗装復旧(5-1) 工事と公共下水道関連舗装復 旧(5-1)工事条件付一般 競争入札について			

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第19号

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、綾部市地域交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の交流又は研修等の場を提供し、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出するため、綾部市地域交流センターを次のとおり設置する。

名 称	位 置
綾部市地域交流センター	綾部市青野町西馬場下35番地の1

(業務)

第3条 綾部市地域交流センター（以下「センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民の交流又は各種研修等の場の提供
- (2) 市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場の提供
- (3) その他市長が必要と認める業務

(使用時間及び休館日)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 市長が特に必要と認めたときは、休館日を設けることができる。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第6条 市長は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

- (3) 施設、附属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれのあるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則、条件若しくは指示に違反するとき。
- (6) センターの管理上支障のあるとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第7条 センターを使用しようとする者は、1時間当たり5,000円の使用料を使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を前項に規定する使用料の額に加算する。

- (1) 使用者が市外居住者である場合（法人にあってはその所在地が市外である場合）
使用料の10割の額
- (2) 営利を目的とする場合 使用料（前号の規定による加算がある場合、加算後の額）
の10割の額
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日に使用する場合 使用料（第1号又は前号の規定による加算がある場合、加算後の額）の10割の額

（使用料の免除）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が還付することを特に認めた場合は、この限りでない。

（使用者の禁止事項）

第10条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者等に対する指示）

第11条 市長は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要がある場合は、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき又は使用を中止させられたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

（損害賠償責任）

第13条 使用者は、センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

（市の免責）

第14条 センターの施設等の使用により、又は第6条の規定に基づく処分によって使用

者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わない。

(管理の代行等)

第15条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) センターの使用の許可に関する業務

(3) センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) その他センターの管理運営上、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第6条まで、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条（見出しを含む。）の規定中「市」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合の第7条の使用料は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、第7条に定める額を上限とし、当該指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第20号

綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての孤独感又は不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、綾部市子育て交流センターを次のとおり設置する。

名 称	位 置
綾部市子育て交流センター	綾部市青野町西馬場下35番地の1

(業務)

第3条 綾部市子育て交流センター（以下「センター」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）の遊び場及び交流の場の提供並びに交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用者の範囲)

第5条 センターを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる者と

する。

- (1) 子育て親子
- (2) その他市長が特に必要と認めた者
(使用料)

第6条 センターの使用料は、無料とする。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、附属設備、器具その他工作物（以下「施設等」という。）を破損するおそれのあるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則、条件若しくは指示に違反するとき。
- (5) センターの管理上支障のあるとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が特にその使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償責任)

第8条 使用者は、センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 1 号

綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市図書館設置及び管理に関する条例（平成 5 年綾部市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「綾部市新宮町 9 1 番地」を「綾部市青野町西馬場下 3 5 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第22号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和37年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「または2輪」を「又は二輪」に改める。

第23条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び府民税額の合計額」を「、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第35条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「に

条 例

より」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「全部または一部」を「全部又は一部」に、「全部または、一部」を「全部又は一部」に改め、同条第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第38条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「または」を「又は」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第38条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第38条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する」を「支払の際に特別徴収の方法により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第38条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第68条第1項中「3輪」を「三輪」に、「2輪」を「二輪」に改め、同条第2項中「3輪」を「三輪」に改める。

第69条、第69条の4、第69条の5、第69条の7及び第69条の9第1項中「3輪」を「三輪」に改める。

第70条第1号イ及びウ中「2輪」を「二輪」に改め、同号エ中「3輪以上」を「三輪以上」に、「及び側面」を「、側面」に、「3輪のもの」を「三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改め、同条第2号ア（ア）中「2輪」を「二輪」に改め、同号ア（イ）中「3輪」を「三輪」に改め、同号ア（ウ）中「4輪」を「四輪」に改め、同条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

第75条第1項から第3項までの規定中「2輪」を「二輪」に改める。

附則第20条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第20条の3及び附則第20条の6中「3輪」を「三輪」に改める。

附則第21条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

(1) 第23条の3第2項並びに第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第35条、第38条、第38条の2及び第38条の6の改正規定並びに附則第20条の2の改正規定及び附則第21条の2の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）附則第21条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第27条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の綾部市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき綾部市市税条例第27条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第70条第1号エ及び附則第21条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 3 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 4 号及び第 4 4 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第24号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾部市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 5 号

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやべ温泉の設置及び管理に関する条例（平成 8 年綾部市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「、保養及び宿泊」を「及び保養」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項中「毎月第 4 月曜日」を「月曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

温泉使用料

入浴施設

区 分	使 用 料
一 般	円 6 0 0
小学生以下	3 0 0

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年綾部市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表上野団地の項の次に次のように加える。

ピース上野	綾部市上野町
-------	--------

別表川糸団地の項の次に次のように加える。

レジデンス川糸	綾部市川糸町
---------	--------

別表 F M - IV の項の次に次のように加える。

アライヴ	綾部市月見町
------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 7 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 2 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 2 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクタが電気自動車等に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 1 1 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 1 2 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 1 3 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 1 6 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

（1 7）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 1 7 条第 1 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第1項ただし書中「消防署長」を「消防長」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 第24条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の綾部市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

綾部市子育て交流センターの管理及び運営規則をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第33号

綾部市子育て交流センターの管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第20号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、綾部市子育て交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 市長は、条例第2条に規定する設置の趣旨を基本として施設を運営しなければならない。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

(1) センター長

(2) その他必要な職員

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 4 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 2 4 条第 4 項」を「第 2 4 条第 3 項」に改め、同表備考中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市団体事業補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 5 号

綾部市団体事業補助金等交付規則の一部を改正する規則

綾部市団体事業補助金等交付規則（昭和 3 4 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（事業の変更等）

第 6 条 補助金等の交付決定を受けた団体は、やむを得ない事由により第 3 条の申請内容を、変更しようとするときは補助金等変更交付申請書（様式第 5 号）に変更後の事業計画書（様式第 2 号）、収支変更予算書（様式第 6 号）及びその他市長の指示する書類を添えて、中止し又は取り下げようとするときは事業中止・補助金等交付申請取下げ承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、変更を承認した場合は補助金等変更交付決定通知書（様式第 8 号）により、中止又は取下げを承認した場合は事業中止・補助金等交付申請取下げ承認書（様式第 9 号）により通知するものとする。

第 7 条第 2 項中「様式第 5 号」を「様式第 1 0 号」に改める。

様式第 2 号中「第 3 条」の次に「、第 6 条」を加える。

様式第 4 号中「及び第 7 条」を「、第 7 条及び第 8 条」に改める。

様式第 5 号を様式第 1 0 号とし、様式第 4 号の次に次の 5 様式を加える。

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 団 体 名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

補助金等変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた
事業を変更したいので、綾部市団体事業補助金等交付規則第 6 条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額
変更前申請額 _____ 円
交付決定額 _____ 円
変更後申請額 _____ 円

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支変更予算書（様式第 6 号）
- (3) その他市長の指示する書類

様式第 6 号 (第 6 条関係)

収支変更予算書

年 月 日

団体名 _____

(単位 円)

収入の部	区 分	変更前予算額	変更後予算額	明 細
	市補助金			
	合 計			
支出の部	区 分	変更前予算額	変更後予算額	明 細
	合 計			
差	引			

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 団 体 名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

事業中止・補助金等交付申請取下げ承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた
事業の中止・補助金等交付申請の取下げをしたいので、綾部市団体事業補助金等交付規則
第6条の規定により申請します。

記

- 1 中止・取下げ理由

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市長

印

補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました
事業に対し、綾部市団体事業補助金等交付規則第 6 条の規定によりこれを承認し、次のと
おり変更交付することに決定しましたので、事業の実施及び経理について適切に処理して
ください。

なお、規則第 6 条による事由が生じた場合は、直ちに届出し承認を受けてください。

記

変更交付決定額 _____ 円

様式第 9 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

事業中止・補助金等交付申請取下げ承認書

年 月 日付けで申請のありました 事業に対し、事業
中止・補助金等交付申請の取下げを承認することに決定しましたので、綾部市団体事業補
助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第151号

地縁による団体「下市自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年7月4日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市物部町蓮池23-1 久 木 康 弘 に変更する

2 変更の年月日

令和5年6月2日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 2 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 3 号）
- 4 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）

綾部市告示第 1 5 3 号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 4 項中「及び満 3 歳に達する日の属する月」を「及び満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日」に、「満 3 歳に達する日の属する月の翌月」を「満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱の規定は、令和 5 年 9 月 1 日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

綾部市告示第154号

綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給要綱を次のように定める。

令和5年7月10日

綾部市長 山崎善也

綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く飼料価格の高騰及び生産コストの急激な上昇により、厳しい経営状況にある市内の酪農家に対し、経営の継続及び安定化に資するため、予算の範囲内において綾部市酪農経営緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する酪農家（個人又は法人）とする。

- (1) 市内に主な生産基盤及び経営基盤を持つ者
- (2) 申請日以降において酪農経営を継続する意思がある者

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、年間生乳搾乳量（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、農林水産省畜産統計及び酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく京都府酪農・肉用牛生産近代化計画書の数値を用いて算出する搾乳量をいう。）に1キログラム当たり5円を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。ただし、支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 支援金の支給は、一の酪農家につき1回限りとする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給申請書（請求書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援決定の取消し等)

第6条 市長は、支援金の支給申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に支給した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

る。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の支給決定又は支援金の支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月10日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（請求者）
 住所又は所在地
 氏名 ⑩
 （法人にあつては名称、代表者の役職及び氏名）

綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給申請書（請求書）

綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり支援金の支給を申請します。

記

1 支給申請額

搾乳量	①	k g
支給単価	②	5 円
金額（①×②）	③	円
③の 1, 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた金額	④	円
④の金額又は上限額 2 0 0 万円のいずれか少ない金額		円

2 支援金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰め)
フリガナ			
口座名義			

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市酪農経営緊急支援事業支援金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市酪農経営緊急支援事業支援金支給要綱第 5 条の規定により通知します。

記

支 給	支給決定額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 5 7 号

綾部市地域総合整備資金貸付要綱（平成 8 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 1 条第 6 号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成 1 9 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附 則

この告示は、令和 5 年 7 月 1 4 日から施行する。

綾部市告示第158号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年7月14日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0104-13001・09
令和4年 4月 1日	綾0846-13005・02

綾部市告示第 1 5 9 号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「（6）その他市長が必要と認める書類」を
「（6）太陽電池モジュールの型式及び 1 枚の公称最大出力が明記されている書類」に
（7）その他市長が必要と認める書類」
改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 7 月 1 9 日から施行する。

綾部市告示第160号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月19日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中

「(8) その他市長が必要と認める書類」を
「(8) 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量（公称定格容量）が明記されている書類」に、
(9) その他市長が必要と認める書類」
「設置費補助金交付要綱による補助金の交付申請と同時に申請される方は」を「設置費補助金との同時申請になるため」に、「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月19日から施行する。

綾部市告示第161号

綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱（令和4年綾部市告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月31日

綾部市長 山崎善也

題名中「電力・ガス・食料品等」を削り、「緊急」を「重点」に改める。

第1条中「物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰」を「エネルギー・食料品価格等の物価高騰」に、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務」を「価格高騰重点支援給付金支給事務」に改める。

第2条中「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）」を「価格高騰重点支援給付金」に改める。

第3条第1項中「緊急」を「重点」に、「令和4年9月30日」を「令和5年6月1日」に改め、同項各号中「令和4年」を「令和5年」に改める。

第4条中「緊急」を「重点」に、「50千円」を「3万円」に改める。

第5条第1項中「緊急」を「重点」に改める。

第6条第1項中「緊急」を「重点」に改め、「電力・ガス・食料品等」を削り、同条第2項中「緊急」を「重点」に改める。

第8条第1項中「緊急」を「重点」に改め、同条第2項中「令和5年2月28日」を「令和6年1月31日」に改める。

第9条、第10条、第11条（見出しを含む。）、第12条第1項、第13条及び第14条中「緊急」を「重点」に改める。

別記1（1）、2、3及び5の書中「緊急」を「重点」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

様

発行日

年 月 日

綾部市長

価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

価格高騰重点支援給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、お知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年1月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座振込
 支給日 市が確認書を審査後受理した日から30日以内
 支給額 30,000円

●世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄の□にレを入れてください）

<input type="checkbox"/> ①	世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ②	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※令和6年1月31日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄の□にチェック✓をしてください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

※日中に連絡可能な電話番号

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

●受給する口座を選んでください。（①～③のいずれかのチェック欄の□にレを入れてください）

① <input type="checkbox"/>	公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座（○/○時点） 金融機関 口座名義人 口座番号	② <input type="checkbox"/>	前回の受給口座で受給します。 ※以前の給付金を受け取った口座 金融機関 口座名義人 口座番号
----------------------------	---	----------------------------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

③ <input type="checkbox"/>	下記の口座への振込みを希望します。（右面振込先金融機関口座等書類の添付が必要です）			
金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所 () (0773-42-3280(代)) までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、右面の代理確認（受給）に記入してください。

告 示

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所				
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()				
上記の者を代理人と認め、 価格高騰重点支援給付金の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;"> 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			{	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	}	世帯主氏名	署名	
{	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	}						

様式第2号(第6条関係)

価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年6月1日時点の市区町村)

綾部市長 様

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

	(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	個人番号	現住所と令和5年1月1日 時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日 時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
	生年月日		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告		
1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。	※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代))まで
お問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月16日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

様式第3号(第6条関係)

価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

市区町村
受付印

支給市区町村(※申請時の住所地市区町村)

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	個人番号	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R5.1以降 家計急変が あった者
	生年月日				
1	(申請者)	本人			
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでご記入ください。)	口 座 名 義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)		通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代))までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(シ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 既に他の市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月16日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

- 『価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
- 『「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和5年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前において現に給付金の支給を受けている者に対する改正後の綾部市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

綾部市告示第162号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第166号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

綾部市長 山崎善也

第2条第7号ウ中「内閣府地方創生推進室」を「国」に、「構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」を「構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）」に改める。

様式第1号別紙3中

「

就業証明書

を

下記のとおり相違ないことを証明します。

」

「

就業証明書

に、

下記のとおり相違ないことを証明します。

」

「

テレワーク移住者への資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を財源とした資金提供をしていない	
勤務者と代表又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない	※（就業・プロフェッショナル人材）の場合は記入不要

を

」

「

テレワーク移住者への資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）を財源とした資金提供をしていない	
勤務者と代表又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない	※就業・一般の場合のみ記入

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市告示第163号

森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）第100条の2第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体として次のとおり認可されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第10項の規定により告示する。

令和5年8月1日

綾部市長 山崎善也

1 名 称

鷹栖町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 体育、文化厚生、社会の各部を設け教育、文化、厚生、健康、福祉に関する事業を行う。
- (5) 所有森林の維持管理

3 区 域

本会の区域は綾部市鷹栖町奈留から下長瀬までの区域とする。

4 主たる事務所

綾部市鷹栖町豊後田6番地に置く。

5 代表者

綾部市鷹栖町奈留43番地
白波瀬 辰夫

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和5年8月1日

綾部市公告第 6 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 7 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第70号

第25期綾部市農業委員会第1回総会を次のとおり開催する。

令和5年7月6日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 日 時 令和5年7月21日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター第2会議室
- 3 議 題
 - (1) 会長及び会長職務代理者の互選について
 - (2) 綾部市農業委員会協力員の定数及び委嘱について
 - (3) その他

綾部市公告第71号

水量水質安定的対策事業、高津町舗装復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年7月10日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第505 38号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町舗装復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=989.1m W=1.8~9.6m
舗装復旧工 A=4,170㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和5年8月8日から
令和6年2月3日まで（180日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年7月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は130円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年7月13日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年7月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年7月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年7月21日(金)から

令和5年7月24日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年7月26日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年7月31日(月) 午前9時から午後6時まで
令和5年8月1日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年8月2日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

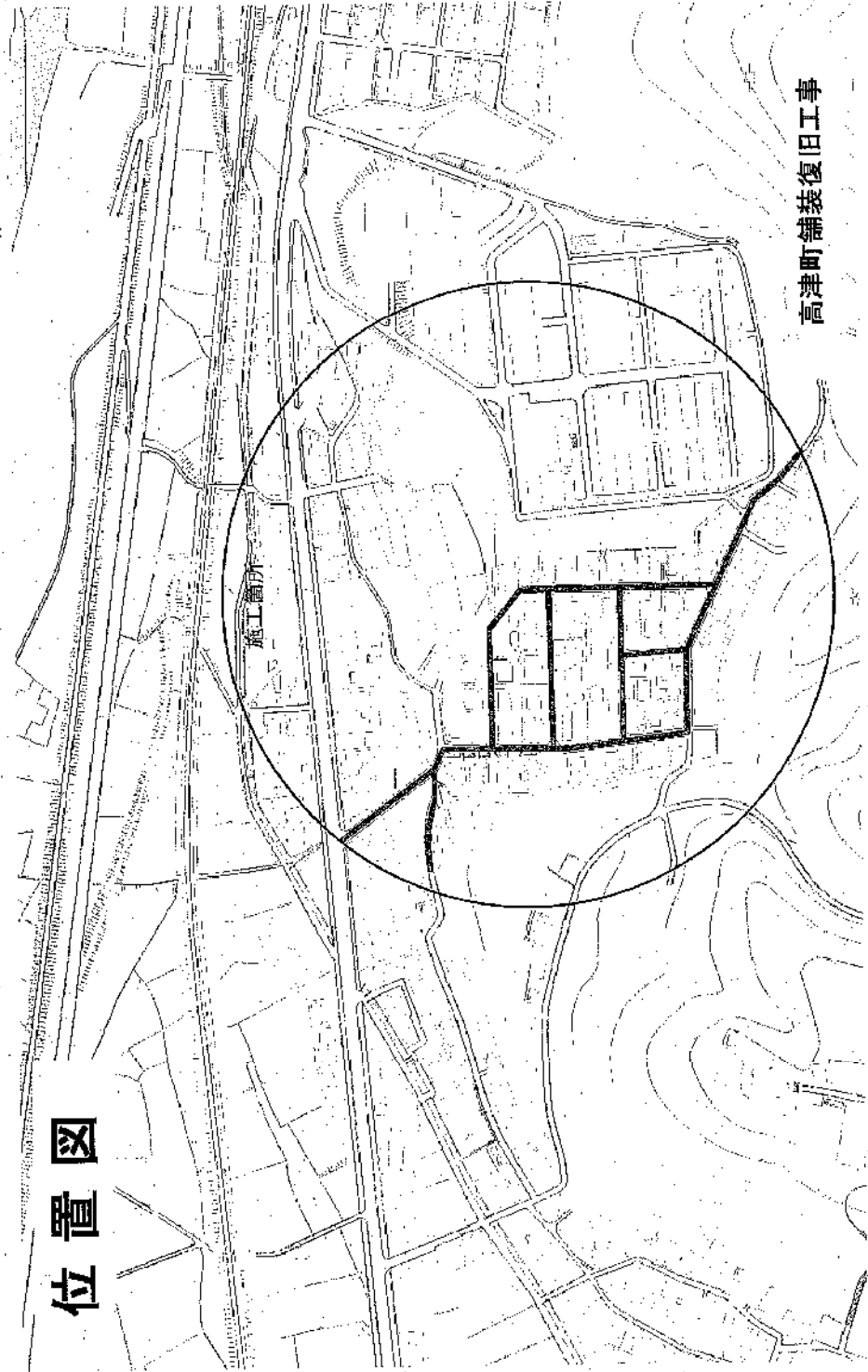
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第72号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和5年7月18日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和5年7月18日から令和5年7月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

綾部市公告第73号

綾部市の公の施設の指定管理者を次により公募します。

令和5年7月19日

綾部市長 山 崎 善 也

1 公募する施設及び担当課

(1) 綾部市地域交流センター（商工労政課）

2 公募の期間等

令和5年7月19日（水）から令和5年7月31日（月）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで。閉庁日を除く。）

3 関係書類（指定管理者募集要項等）の縦覧場所

綾部市役所（行政情報コーナー）

4 問い合わせ先

綾部市農林商工部商工労政課 工業・雇用促進担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所本庁北2階

電話番号 0773-42-4264（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail syokorosei@city.ayabe.lg.jp

綾部市地域交流センター指定管理者募集要項

令和5年7月19日

綾部市農林商工部商工労政課

1 目的

この要項は、綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、綾部市地域交流センターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 指定管理者の指定

綾部市地域交流センターの指定管理者については、条例第3条の規定に基づき、綾部市地域交流センターの管理を委任するに当たり、最適な団体を選定し、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

3 施設の概要

- | | | | |
|----------|---|--|--|
| (1) 名称 | 綾部市地域交流センター | | |
| (2) 所在地 | 綾部市青野町西馬場下35番地の1 | | |
| (3) 建物概要 | 構造 | 鉄骨造2階建 | |
| | 敷地面積 | 7,949.09 m ² | |
| | 延べ床面積 | 874.57 m ² （仮称）駅北複合施設2階東側 ※別紙図面参照 | |
| | 開設年月日 | 令和5年11月23日（予定） | |
| (4) 設置目的 | 施設内容 | ホール（面積371.36 m ² 、定員300名） | |
| | | 控室（面積52.58 m ² ） | |
| | | 調理コーナー（面積23.05 m ² ） | |
| | 市民の交流又は研修の場を提供し、市民のふれあいを通じたにぎわいの創出に資する。 | | |

4 使用時間等

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 使用時間 | 午前9時から午後10時まで |
| (2) 休館日 | 特に必要と認めたとき |
- ※ 指定管理者は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用時間の変更及び休館日を設けることができます。

5 指定管理者が行う業務

- (1) 綾部市地域交流センターの設置目的を達成するための業務の実施に関すること。
 - (2) 綾部市地域交流センターの使用の許可に関すること。
 - (3) 綾部市地域交流センターの施設等の維持管理に関すること。
 - (4) その他綾部市地域交流センターの管理運営上、市長が必要と認める業務
- ※ 具体的な業務概要については、別紙仕様書のとおりです。

6 指定の期間

綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第19号）の施行の日から令和8年3月31日まで

7 収入及び経費等

綾部市地域交流センターの管理に係る費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。綾部市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、協定書によって定めます。

※指定管理者は、綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第19号）の第7条に定める額を上限に、市長の承認を得て利用料金を定めることができます。

8 応募資格

指定期間中において、綾部市地域交流センターの管理運営を円滑かつ安定して行うことができる団体（必ずしも法人格は必要ありません。）とします。

ただし、食品衛生法に基づく営業許可を取得し、ケータリング等により飲食の提供が手配できる団体とします。

9 提出書類

- (1) 綾部市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

10 提出部数 2部

11 提出先（問い合わせ先）

綾部市農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当
TEL 0773-42-4264（直通）
FAX 0773-42-4406

12 提出期限

令和5年7月31日（月） 午後5時15分（必着）

13 選定方法

提出いただいた事業計画書等を基に、条例第3条に規定する選定基準に照らして、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定します。

14 選定結果の通知

応募された団体に書面で結果を通知します。

別紙

綾部市地域交流センター指定管理者業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

- (1) 施設の設置目的に則した管理運営を行ってください。
- (2) 利用者へのサービスの向上と平等な利用の確保に努めてください。
- (3) 利用者が快適に施設を利用できるよう良好な維持管理に心がけてください。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、利用促進による収入の確保と経費の縮減に努めてください。
- (5) 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めてください。
- (6) 綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第19号）など関係法令を遵守してください。
- (7) 綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）の規定を遵守し、個人情報の保護を徹底してください。

2 業務の内容（概要）

(1) 施設の利用案内、受付業務

- ア 受付の業務時間は、火曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとします。
- イ 受付業務に必要な人員を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制を整えてください。
- ウ 利用者が円滑に利用できるように必要な準備等を行ってください。
- エ 電話等の問い合わせについて、適切に対応してください。
- オ 利用者や住民等から苦情があった場合は、適切な対応を取り、速やかに苦情の内容を市に報告してください。
- カ 施設の利用促進を図ってください。

(2) 施設の利用申込み、承認等について

- ア 施設の利用申込み、承認に当たっては、平等な利用を確保してください。
- イ 利用申込みに当たっては、利用上問題がないことを確認し、承認してください。
- ウ 施設利用後の整備状況を確認し、適切な指導を行ってください。

(3) 施設の保守管理について

綾部市地域交流センターを適切に運営するため、日常的に施設の点検を行ってください。不具合を発見した際は、速やかに報告してください。

(4) 環境美化について

綾部市地域交流センターの施設等について、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な環境美化を実施してください。

(5) 備品の管理について

綾部市が所有する備品について、利用に支障を来さないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は速やかに改善が図られるよう適切に対処してください。

(6) 事業報告書の作成等

指定管理者は、次に掲げる報告を行ってください。

- ア 月報告

管理月の利用状況について、翌月 10 日までに書面で報告してください。

イ 年度報告

事業終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出してください。

① 管理業務の実施状況及び施設の利用状況

② 利用料金の収入の状況

③ 管理に係る経費の収支状況

※その他、施設管理の実態を把握するために必要と認める事項について、記載をお願いすることがあります。

ウ 管理や経理の状況に関して、臨時に報告をお願いし、実地調査をさせていただくことがあります。

3 業務の内容（詳細）

(1) 施設管理業務関係

ア 受付時間中の利用者への案内、誘導、利用の受付及び承認

イ 外回り（2階部分）のゴミや落ち葉等の拾集、積雪時の除雪等

ウ 調理コーナーに設置のスチームコンベクションオーブン及び電気フライヤー等の調理器具及び油脂分離阻集器の清掃並びに点検管理

エ 閉館時間における出入口の施錠及び火の元等の点検

(2) 管理運営業務関係

ア 利用申込受付及び利用料金等の管理

イ 管理業務内容の記録

ウ ポスター、チラシ等の館内掲示物の管理

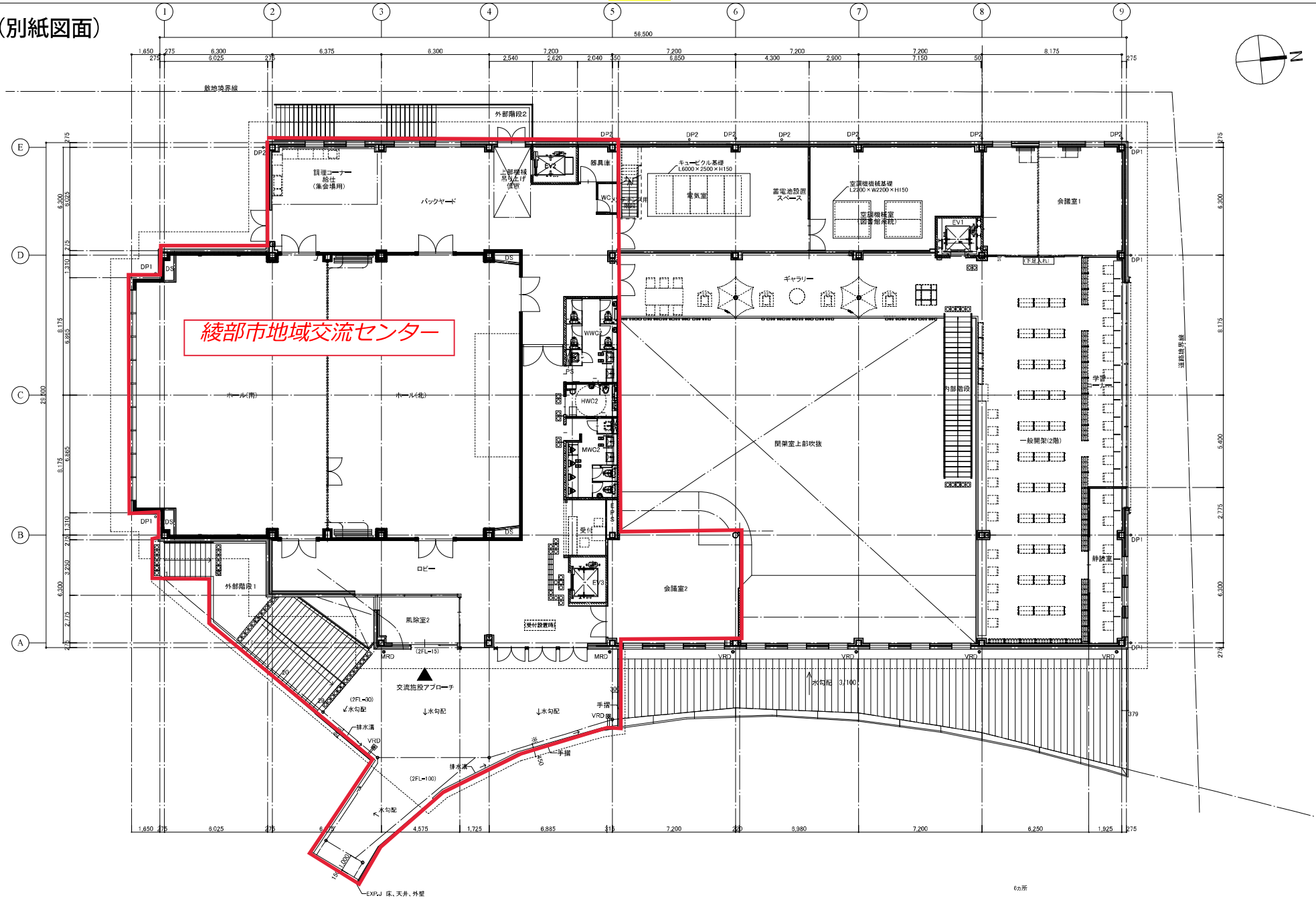
(3) その他の業務

ア 市との連絡、調整

イ 施設管理従事者に対する指導、教育

ウ その他、市長が必要と認めた業務

(別紙図面)



綾部市地域交流センター

図名	2階平面図
縮尺	1/200
作成	2021.12.22
校核	松岡 浩一
設計	松岡 浩一
監理	松岡 浩一
施工	松岡 浩一

設計者	松岡 浩一
監理者	松岡 浩一
施工者	松岡 浩一
図面番号	A-017
図面名称	2階平面図

図面番号	A-017
図面名称	2階平面図
縮尺	A1 S=1:100 A3 S=1:200
設計者	松岡 浩一
監理者	松岡 浩一
施工者	松岡 浩一
図面内容	(仮称) 駅北複合施設整備工事 (建築本体工事)
図面番号	A-017

様式第 1 号(第 2 条関係)

令和 5 年 月 日

綾部市公の施設の指定管理者指定申請書

綾部市長 山 崎 善 也 様

申請者 住 所(〒 ー)

団体の名称

代 表 者 名

電 話 番 号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、下記施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 指定を受けたい公の施設の名称及び所在地

2 添付書類

- (1) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (2) 公の施設の管理に係る収支予算書
- (3) 定款、寄付行為、規約等の写し
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 活動実績及び経営状況を記載した書類
- (6) その他

公の施設の管理に係る事業計画書

申請年月日 年 月 日

1 施設名

(1) 施設名	綾部市地域交流センター
---------	-------------

2 団体の概要

(1) 団体名			
(2) 代表者名		設立年月日	年 月 日
(3) 団体所在地			
(4) 電話番号		F A X 番号	
(5) 主たる業務内容	(申請団体の主たる業務内容を記載してください)		
(6) 沿革	(申請団体の沿革を記載してください)		
(7) 組織図	(申請団体の組織図を記載してください)		
(8) 従業員数	総数 人 (内訳：正規 人、派遣 人、パート・アルバイト 人)		

3 団体の理念

(1) 経営理念等	(申請団体の経営理念・法令遵守方針等を記載してください)
(2) 施設の管理運営を希望する理由	(当該施設の管理運営を希望する理由を記載してください)

4 管理運営方針・業務内容

<p>(1) 管理運営の基本 方針</p>	<p>(施設の管理業務に対する基本方針を記載してください)</p>
<p>(2) 施設の今後のあ り方についての方針</p>	<p>(施設の現状を鑑みて、今後の具体的な活用方針を記載してください)</p>
<p>(3) 業務内容</p>	<p>(施設で実施される業務内容を記載してください)</p>
<p>(4) 業務の第三者委 託</p>	<p>(第三者へ委託される業務・委託予定先を記載してください)</p>
<p>(5) 経費節減・業務 効率化の方策</p>	<p>(施設管理に係る経費節減・業務効率化の方策について記載してください)</p>

5 施設の管理体制

<p>(1) 組織・体制</p>	<p>(施設の管理組織・管理体制を記載してください)</p>
<p>(2) 職員研修・人材 育成</p>	<p>(施設の管理に当たる職員研修・人材育成について記載してください)</p>

6 施設の安全対策

(1) 安全管理	(防犯・防災・事故等に対する施設の安全管理対策について記載してください)
(2) 緊急時対応	(災害時等における施設の緊急時対応方法・連絡体制について記載してください)

7 情報管理

(1) 個人情報保護	(業務上知り得た情報の保護等、個人情報保護対策について記載してください)
------------	--------------------------------------

8 利用者への対応

(1) 利用促進	(利用促進方策を記載してください)
(2) 利用者サービス向上	(利用者へのサービス向上方策を記載してください)
(3) 市民の平等利用	(市民が平等に施設利用できるための方策を記載してください)
(4) 苦情・要望等への対応	(苦情対応、利用者の評価集約、要望等への対応方策を記載してください)

9 自主事業

(1) 自主事業計画	(施設において実施される自主事業計画を記載してください)
------------	------------------------------

10 類似施設・関連業務等の管理運営実績

(1) 類似施設・関連業務等の管理運営実績	(類似施設・関連業務等の管理運営実績があれば具体的に記載してください)
-----------------------	-------------------------------------

11 経済性

(1) 提案価格	(指定期間における指定管理料総額(税込)を記載してください) <div style="text-align: right;">円(うち税額)</div>
----------	--

12 特記事項への対応

(1) 募集要項における特記事項への対応	
----------------------	--

13 応募に関する担当連絡先

氏名		部署・職名	
電話番号		FAX番号	
e-mail			

公の施設の管理に係る収支予算書（ 年度）

1 収入 （単位：千円）

項 目	金 額	備考（内訳など）
指 定 管 理 料 収 入		
利 用 料 金 収 入		
そ の 他 の 収 入		
収 入 合 計		

2 支出 （単位：千円）

項 目	内 訳	金 額	備考（内訳など）
人 件 費	給 料		
	賞 与		
	手 当 等		
事 業 費			
管 理 費	光 熱 水 費		
	通 信 運 搬 費		
	修 繕 費		
	消 耗 品 費		
	委 託 料		
	賃 借 料		
	そ の 他		
事 務 費	事務用消耗品費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
	そ の 他		
その他の経費			
支 出 合 計			

※指定期間の各年度について作成してください。

綾部市公告第74号

綾部市ペットボトル水平リサイクル業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加表明書等を提出してください。

令和5年7月20日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ペットボトル水平リサイクル業務について、協定締結者の選定にあたり別添「綾部市ペットボトル水平リサイクル業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市ペットボトル水平リサイクル業務
に関する公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

綾部市市民環境部環境保全課

1. 趣旨

本市では、「綾部市環境基本条例」に基づき、「第3次綾部市環境基本計画」を策定し、市民・団体・事業者・行政の協働により、持続可能な循環型社会を実現するためにごみの減量や資源化に関する取組を進めている。

私たちの暮らしに密着した環境問題として、地域ぐるみでごみの減量や資源化、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の定着と推進により、さらなる持続可能な資源循環のまちづくりの促進を目指している。

ペットボトルの水平リサイクルの取組は、新たな石油資源の使用削減やCO2の排出抑制など、本市が目指す「循環型社会の構築」に有効となる。現行の容り法に基づくリサイクルルートでは、何にリサイクルされるかは選ぶことができず、限りある資源を有効活用するため、より一層ペットボトルをペットボトルに再生する「ボトル to ボトルリサイクル」を実現可能な水平リサイクルを導入するものである。

また、導入にあたっては、事業者のもつ幅広い経験・知見を活用した未来を担う子どもたちへの環境学習や市民意識の向上へ繋げる取組も効果として期待するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

綾部市ペットボトル水平リサイクル業務

(2) 業務内容

別紙「綾部市ペットボトル水平リサイクル業務仕様書」のとおり

(3) 協定期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

ただし、期間終了後も課題事項等別段の意思表示がなければ、期間を更新するものとする。

(4) 売払単価

本件における提案金額（1kgあたりの単価・消費税及び地方消費税込み）

※上記価格は、報告書作成その他諸経費を含む価格とする。

※積算根拠を明記すること。

※単価については、半期（4～9月、10～3月）ごとに更新するものとする。

3. 協定予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

参加資格の確認基準日は本業務の募集開始日とするが、協定締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、締結は行わないものとする。

- (1) 我が国においてペットボトルの水平リサイクルを実施している事業者、または水平リサイクルを実施している事業者とこれと協業する飲料メーカー等であり、過去に本業務と同種もしくは類似業務の実績を有していること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225条）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。
- (6) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (7) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

5. 募集及び選定スケジュール

本業務のプロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールに変更が生じた場合は、参加者に対し、改めて期日を通知する。

期日	項目	備考
令和5年7月20日（木）	公募開始	市ホームページ及び公告
令和5年7月31日（月） 午後5時	質問書提出期限	電子メール
令和5年8月3日（木）	質問書回答	電子メール（必要に応じて市ホームページでも公表）
令和5年8月10日（木） 午後5時	参加申請期限	持参又は郵送
令和5年8月17日（木）	一次審査（書類審査）	参加者が6者以上あった場合のみ
令和5年8月24日（木）	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和5年8月31日（木） 午後	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	綾部市クリーンセンター 3階会議室
令和5年9月7日（木）	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和5年9月下旬	協定・契約内容協議、締結	

6. 質問書の提出

本業務の内容について質問のある場合は、質問書（様式第7号）を電子メールにて提出

すること。質問は取りまとめて電子メールで回答するが、必要に応じて綾部市ホームページでも公表を行う。ただし、質問書提出期限は令和5年7月31日（月）午後5時必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

7. 参加申請手続

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要書（様式第2号）
- ③業務実績書（様式第3号）
- ④業務実施体制書（様式第4号）
- ⑤企画提案書（任意様式）

A4判、横書き、長編綴じ（両面印刷）、文字サイズ10.5ポイント以上とし、全体で20ページ程度とすること。また、内容は以下の項目を網羅すること。

- (ア) 業務の実施体制・スケジュール等
- (イ) 仕様書の業務内容・ペットボトルへの再生実績
- (ウ) 資源循環型社会実現への考え方
- (エ) 子どもたちへの環境学習や市民意識の向上へ繋げるまちづくりの考え方
- (オ) その他貴社独自の提案、工夫等

⑥見積書（任意様式）

売払単価

本件における提案金額（1kgあたりの単価・消費税及び地方消費税込み）

※上記価格は、報告書作成その他諸経費を含む価格とする。

※税率変更後は変更後の税率による。

※積算根拠を明記すること。

- ⑦財務諸表
- ⑧登記簿謄本
- ⑨納税証明書
- ⑩共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体届出書兼委任状（様式第5-1号）

(イ) 共同企業体協定書（様式第6号）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（副本については写し可とする。）

また、⑦、⑧、⑨は正本1部とする（写し可とする。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は平日午前9時～午後5時までとする。郵送は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。）

提出書類様式は綾部市ホームページより入手すること。

(4) 提出期限
令和5年8月10日(木) 午後5時必着

(5) 提出先
綾部市役所市民環境部環境保全課(13.事務局(問い合わせ先)参照)

8. 一次審査の概要

(1) 選定方法
参加者が6者以上の場合、選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位5者を選定する。

(2) 実施日
令和5年8月17日(木)

(3) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	20点
合 計	50点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が5者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和5年8月24日(木)

(5) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9. 二次審査の概要

(1) 選定方法

対面によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。選定委員会により提案内容を客観的かつ総合的に評価・採点し、最も得点の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。なお、一次審査通過者が1者となった場合でも二次審査は実施する。実施した結果、基準点を満たす場合のみ、優先交渉権者とし

て選定する。

(2) 実施日

令和5年8月31日(木)午後

詳細は一次審査結果と併せて通知する。

(3) 実施方法

①対面により実施とする。

②参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。

③持ち時間は1提案者あたり30分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション20分及びヒアリング10分を目安とする。

④提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) 審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
業務実施体制 (30点)	①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力、業務への取組体制	10点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②本業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
	③運搬、再生樹脂生産、ペットボトル形成、製品化までにおいて、国内で持続可能なリサイクルルートが構築できているか	15点
	④環境学習や市民意識の向上など資源循環型社会の構築に向けた提案がされているか	15点
	⑤さらに優れた代替案、独自の工夫や魅力的な提案であるか	10点
	⑥見積金額	10点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和5年9月7日(木)

(6) 留意事項

- ①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

10. 協定協議及び締結

- (1) 「9. 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と協定締結に向けた交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。協定締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
- (3) 交渉の結果、合意に至らなかった場合または「11. 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。
- (4) 協定締結、契約手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (6) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (7) その他選定委員会が不適切と認めた場合

12. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本市は、天災地変等により、やむを得ない事情のある場合は、本公募を凍結または中止することがある。

(9) 業務仕様書、契約の各条項等の解釈について疑義が生じた事項、またはこれらに定めのない事項については、本市と事業者が協議の上定めるものとする。

13. 事務局（問い合わせ先）

〒623-0032 京都府綾部市野田町須知山 110 番地の 10

綾部市市民環境部環境保全課クリーンセンター担当

TEL : 0773-42-1489

FAX : 0773-43-2840

MAIL : kankyohozen@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第75号

新都市公園整備事業、新都市公園整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和5年7月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 42号
- (2) 工 事 名 新都市公園整備工事
- (3) 工事場所 綾部市並松町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、旧市民センター跡地において新たに都市公園を整備するものです。隣接する住宅や学校等との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 基盤整備工 一式
植栽工 一式
施設整備工 一式
- (6) 予定工期 令和5年9月26日から
令和7年5月 7日まで（590日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年7月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,690円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和5年7月27日(木)午前9時から午後6時まで
令和5年7月28日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で7月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和5年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和5年8月3日(木)から
令和5年8月4日(金)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年8月7日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和5年8月17日(木)午前9時から午後6時まで
令和5年8月18日(金)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法に

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年8月21日(月)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

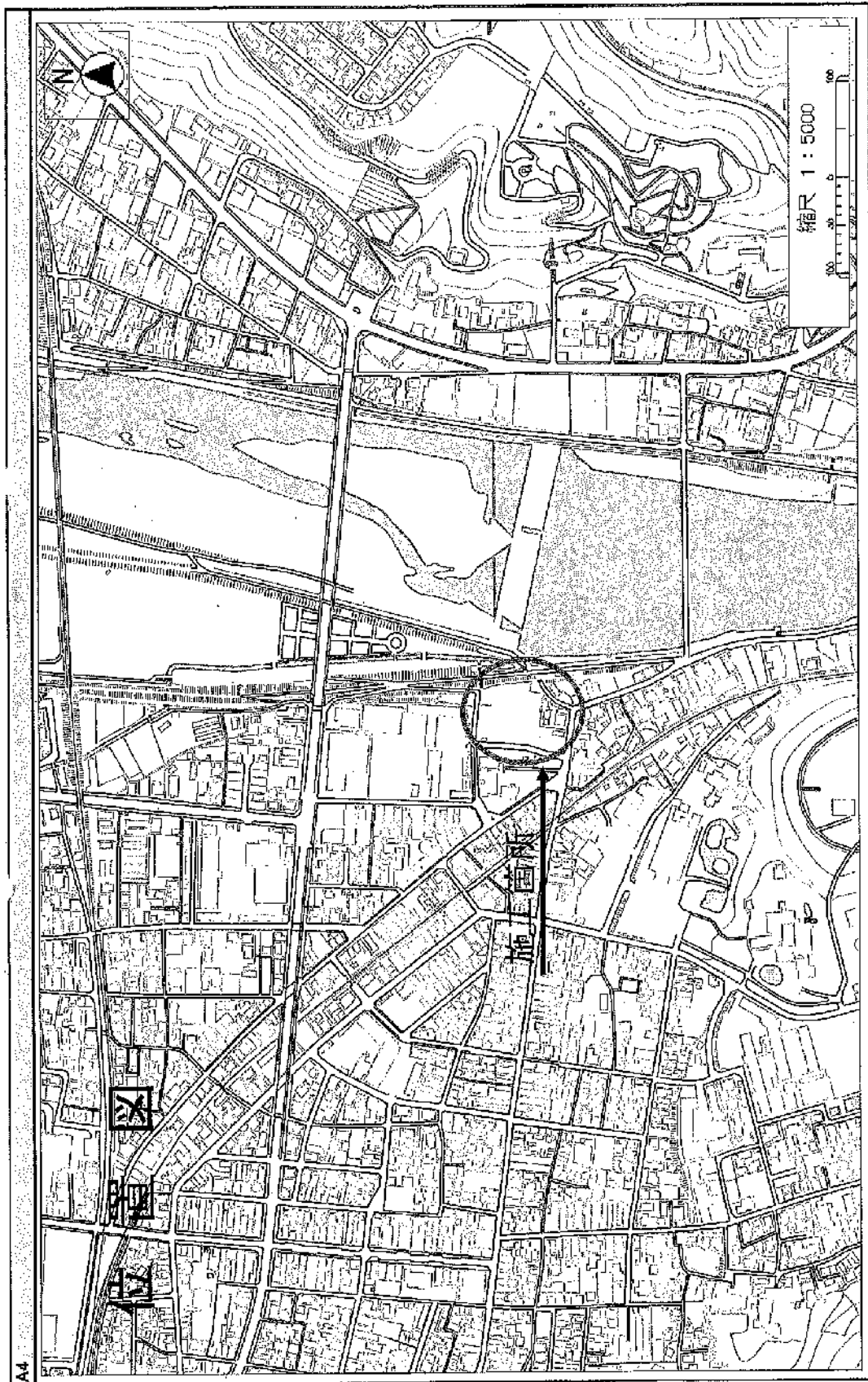
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



綾部市公告第76号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（5－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和5年7月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 43号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（5－2）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴い下水管渠を開削工法及び推進工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 VU200 L=769m
管渠工 VU150 L=5m
管渠工 推進管SP300 L=6m
マンホール設置工 N=25基
汚水柵及び取付管工 N=2箇所
アスファルト舗装工 A=2,650㎡
- (6) 予定工期 令和5年8月26日から
令和6年3月31日まで（219日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が800点以上であること。

- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年7月24日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は2,670円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和5年7月27日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年7月28日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和5年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和5年8月3日(木) から

令和5年8月4日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年8月7日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和5年8月17日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年8月18日(金) 午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後

1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年8月21日(月)午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

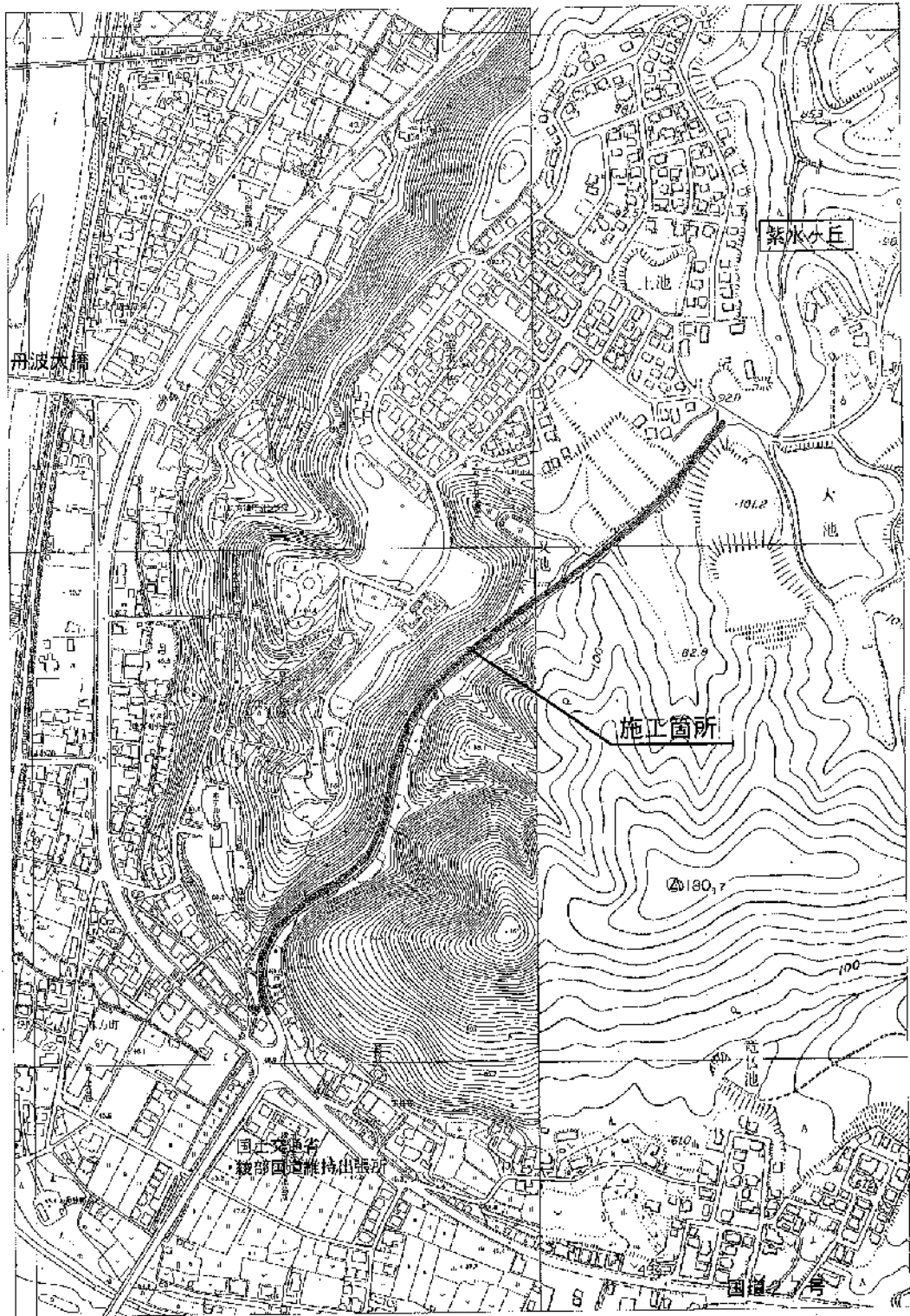
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

位 置 図



公共下水道管渠築造（5-2）工事

綾部市公告第 7 7 号

物部保育園改修事業、物部保育園園庭遊具更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 7 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 5 4 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 物部保育園園庭遊具更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 遊具更新工（ジャングルジム・はんとう棒・砂場） N = 3 基
遊具新設工（木製遊具） N = 1 基
遊具撤去工（太鼓梯子） N = 1 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 5 年 8 月 2 6 日から
令和 6 年 2 月 2 1 日まで（1 8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年7月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は490円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年7月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年7月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年8月3日（木）から

令和5年8月4日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年8月7日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ

ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年8月17日(木) 午前9時から午後6時まで
令和5年8月18日(金) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年8月21日(月) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

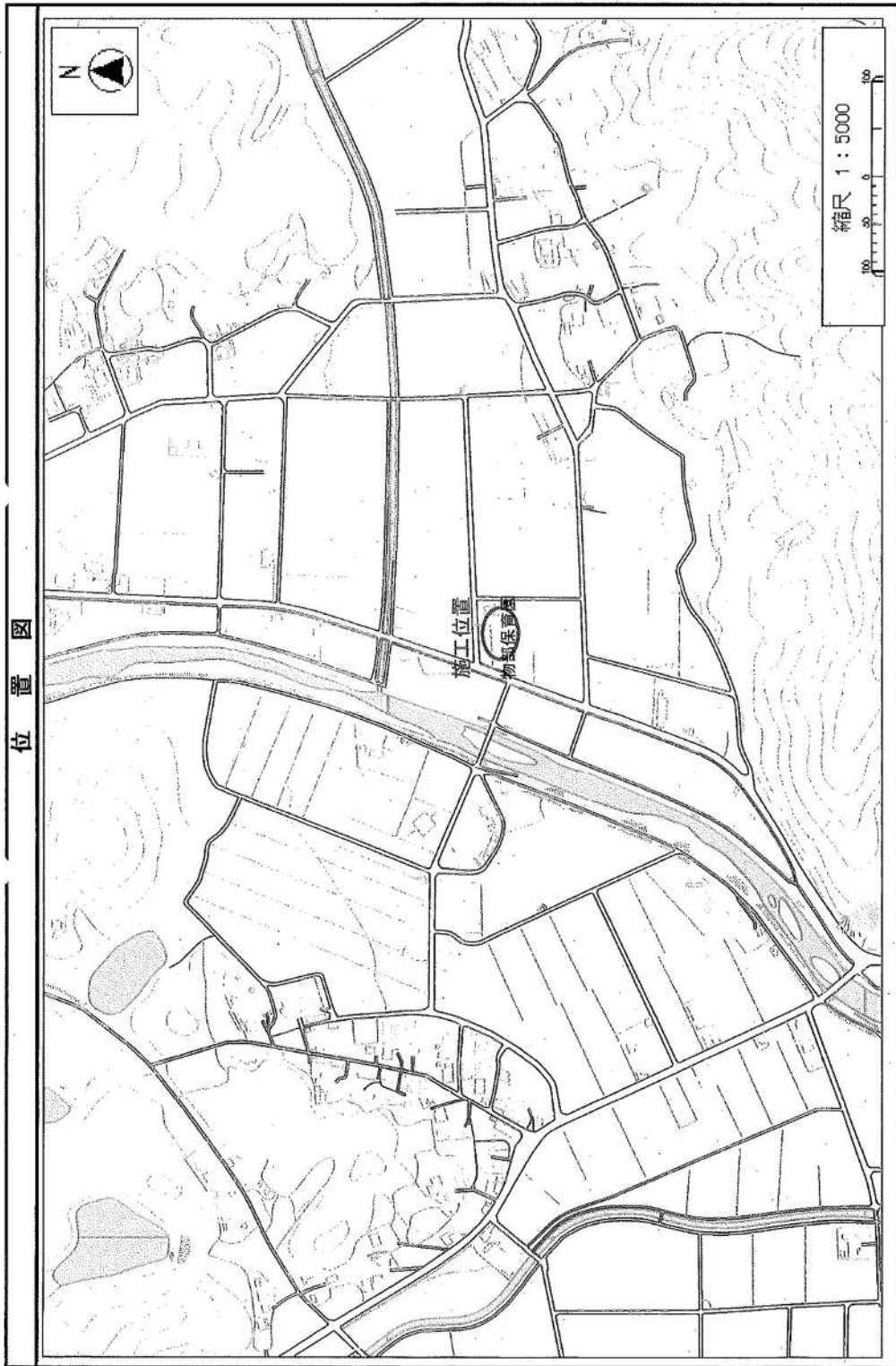
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第78号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（5－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（5－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年7月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第505 46号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（5－1）工事
公共下水道関連舗装復旧（5－1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市寺町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （舗装復旧（5－1））
L＝652.2m W＝2.2～9.1m
アスファルト舗装工 A＝2,592㎡
（公共下水道関連）
L＝773.3m W＝1.6～8.8m
アスファルト舗装工 A＝2,515㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和5年8月26日から
令和6年2月11日まで（170日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年7月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は750円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年7月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年7月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年8月3日（木）から

令和5年8月4日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年8月7日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和5年8月17日（木）午前9時から午後6時まで
令和5年8月18日（金）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年8月21日（月）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（５－１）工事と公共下水道関連舗装復旧（５－１）工事を合併して発注するものですが、契約については、２件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

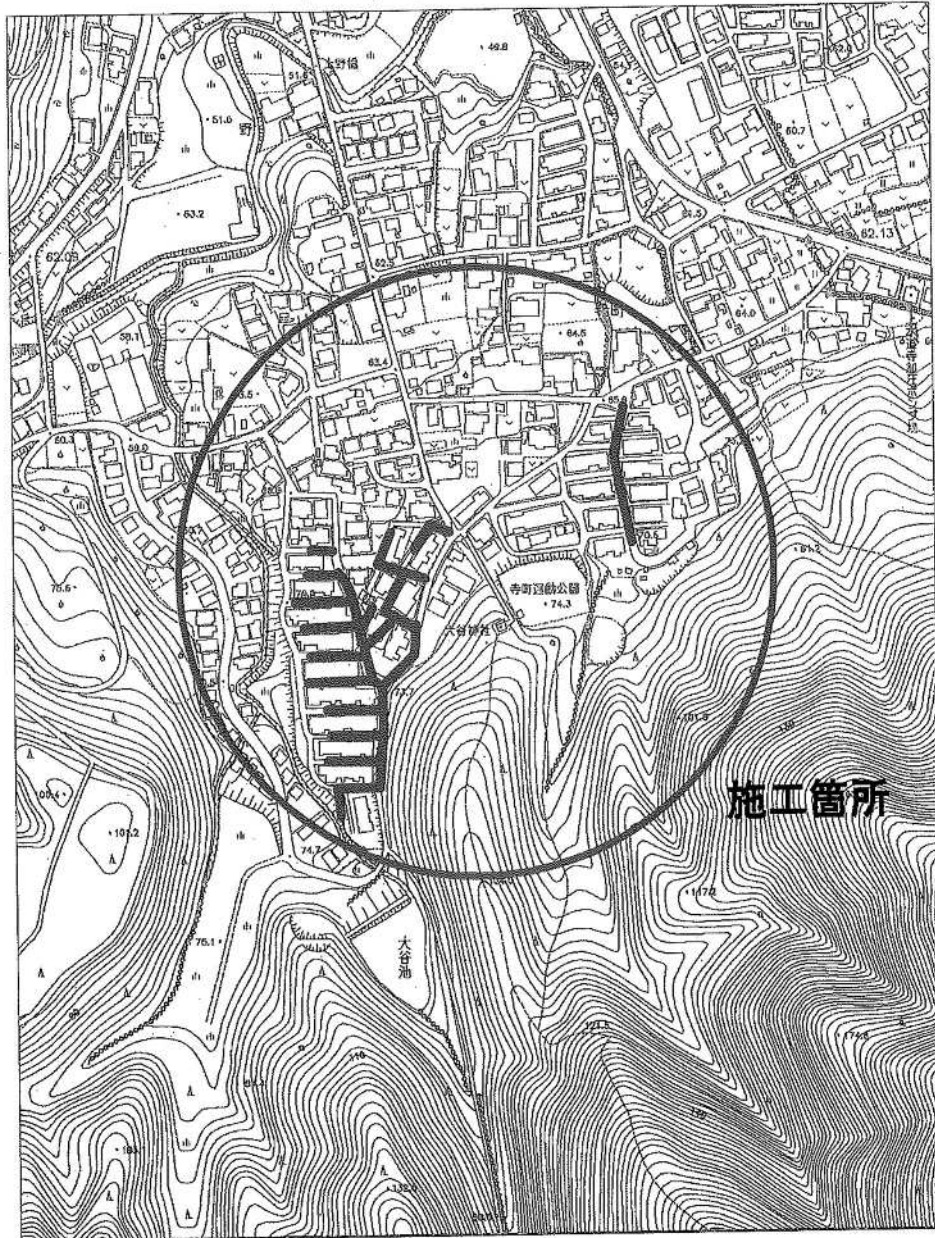
- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



工 事 名 公共下水道舗装復旧（5-1）工事

位 置 図



工 事 名 公共下水道関連舗装復旧（5-1）工事

綾部市公告第 8 0 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 5 年 7 月 2 5 日から令和 5 年 7 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に要する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第81号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和6年1月27日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和5年7月26日

綾部市長 山崎善也

- | | |
|--------------------|--|
| 1 撤去の理由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤去日 | 令和5年7月19日 |
| 3 撤去区域 | J R綾部駅周辺、J R湊垣駅周辺、J R高津駅周辺 |
| 4 撤去し
保管した台数 | 83台（詳細は、一覧表のとおり） |
| 5 保管の場所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保管期間 | 令和5年8月25日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連絡先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42-4248（直通） |

公 告

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	白	22-0077243	GG0J09309
2	黄	なし	FC7B02791
3	青	23-0187085	SSH305029
4	白	なし	SPL137709
5	黒	23-0204353	不明
6	シルバー	22-0075818	KA33023
7	白	22-0073028	不明
8	白	22-0071013	STMIA28735
9	黒	22-0075275	GC9L01322
10	黒	なし	不明
11	黒	22-0072227	STUGF07453
12	黒	22-0071064	64YG00102
13	白	なし	GC9L00330
14	黄	22-0076262	GC9K24818
15	赤	22-0074322	H7F81486
16	黒	24-0110233	GC5L25407
17	シルバー	22-0070643	H6E95097
18	黒	22-0074471	STGKF01119
19	白	23-0210135	STTLY13340
20	黒	22-0078015	STTGF29126
21	白	22-0076270	GC3K01518
22	黒	24-0109626	SVA354284
23	黒	22-0078728	STUHF03044
24	黒	不明	STTHF10299
25	黒	24-0112191	HS1L08004
26	黒	不明	不明
27	シルバー	なし	V140322341
28	青	22-0075750	STRJY21971
29	黒	22-0078169	不明
30	黒	不明	不明
31	黒	22-0068813	STLL211903
32	黒	22-0074944	LCI36679
33	黒	不明	A16PL22192
34	シルバー	22-0077393	GC9K06351
35	黒	22-0074554	AILAK81115
36	青	22-0073455	FC6M02968
37	黒	不明	不明
38	黒	23-0192182	F190171224
39	シルバー	22-0069643	不明
40	黒	22-0077943	HS2I04360
41	白	C350680	不明

公 告

42	白	23-0185888	不明
43	白	22-0076290	S0B19559
44	白	23-0192747	F190376495
45	白	22-0076659	GG0J07337
46	黄	22-0075821	STRIF05684
47	黒	不明	U129U34349
48	シルバー	不明	F071230805
49	白	23-169823	K101361D5
50	黒	23-0135743	GF6H76111
51	シルバー	22-0077551	不明
52	黄	22-0076545	GC0H04780
53	桃	22-0075592	STRJY20905
54	白	不明	ASY19D1511
55	黒	22-0073906	STPIF00868
56	シルバー	不明	不明
57	黒	22-0072996	B6K00002
58	茶	24-0101402	V181109765
59	シルバー	22-0077468	GCOA03026
60	黒	505348	GC9A09201
61	赤	24-0098306	不明
62	黒	22-0076265	GC9K36645
63	茶	22-071995	STOIA03660
64	シルバー	22-0074427	GC8I37494
65	白	24-0106563	H9SK03448
66	白	22-0077245	V201119721
67	黒	22-0076614	GGOK50027
68	青	22-0075080	GC9B09850
69	黒	25-0056089	不明
70	黒	24-0100305	ZY8L169330
71	黒	不明	A21AL74544
72	黒	22-0076820	STSLY02444
73	黒	不明	不明
74	黒	218794	STF050901
75	青	不明	GZ8M08399
76	シルバー	不明	S0WC05437
77	黒	なし	A22AAG1740
78	黒	不明	A20PKB444
79	オレンジ	なし	FCTL15661
80	シルバー	22-0052391	LBG02161
81	白	不明	PMG7100407
82	黒	なし	不明
83	シルバー	21-0028109	V8C69429

綾部市公告第 8 2 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 5 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集团地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集团地一覧

（2LDKは世帯用）

団地名 (建設年)	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額(円)
ピース上野 (新築)	上野町	軽量鉄骨造	1LDK 1階、2階	4戸	16,800~
			2LDK 1階、2階	4戸	22,000~
レジデンス川糸 (新築)	川糸町	軽量鉄骨造	1LDK 1階、2階	4戸	13,400~
			2LDK 1階、2階	2戸	21,500~
アライヴ (新築)	月見町	軽量鉄骨造	1LDK 1階、2階	2戸	16,000~
			2LDK 1階、2階	4戸	21,300~
スタジオネ神宮寺 (令和2年)	神宮寺町	軽量鉄骨造	1LDK	1戸	13,500~

※今回の募集团地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間となります。（新築以外は残年数。例：スタジオネ神宮寺は残り17年）
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000円（税別）の予定。ピース上野は4,000円（税別）】
 - ・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
 - ・ペット等の飼育はできません。
 - ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和5年8月1日（火）から8月31日（木）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和5年8月21日（月）から8月31日（木）まで ※土・日曜日を除く
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（24日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線333）
42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- （1）現に住宅に困窮している方。
- （2）市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- （3）申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- （4）申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- （5）申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- （6）申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

（その他）

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③令和5年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和5年度課税証明書等（次項参照）

（1）給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和4年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	・令和5年度課税証明書
令和4年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和5年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） ※両方提出してください。

（2）事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和4年1月1日以前から引き続き営業している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	・令和5年度課税証明書
令和4年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和5年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・営業実績証明書（別紙） ※両方提出してください。

（3）年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和4年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	・令和5年度課税証明書
令和4年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・令和5年度課税証明書 ・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し ※両方提出してください。

（4）収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和5年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。
- (7) 自治会入会の同意書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違えば申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和5年10月12日（木）

10 入居可能日

令和5年12月1日（金）予定

スタジオオーネ神宮寺は令和5年11月1日（水）

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

（入居者の選考）

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- （1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- （2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- （3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- （4） 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- （5） 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- （6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 180,000\text{円} = \underline{\underline{1,819,200\text{円}}}$$

なお、令和4年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和4年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※ 申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】 申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

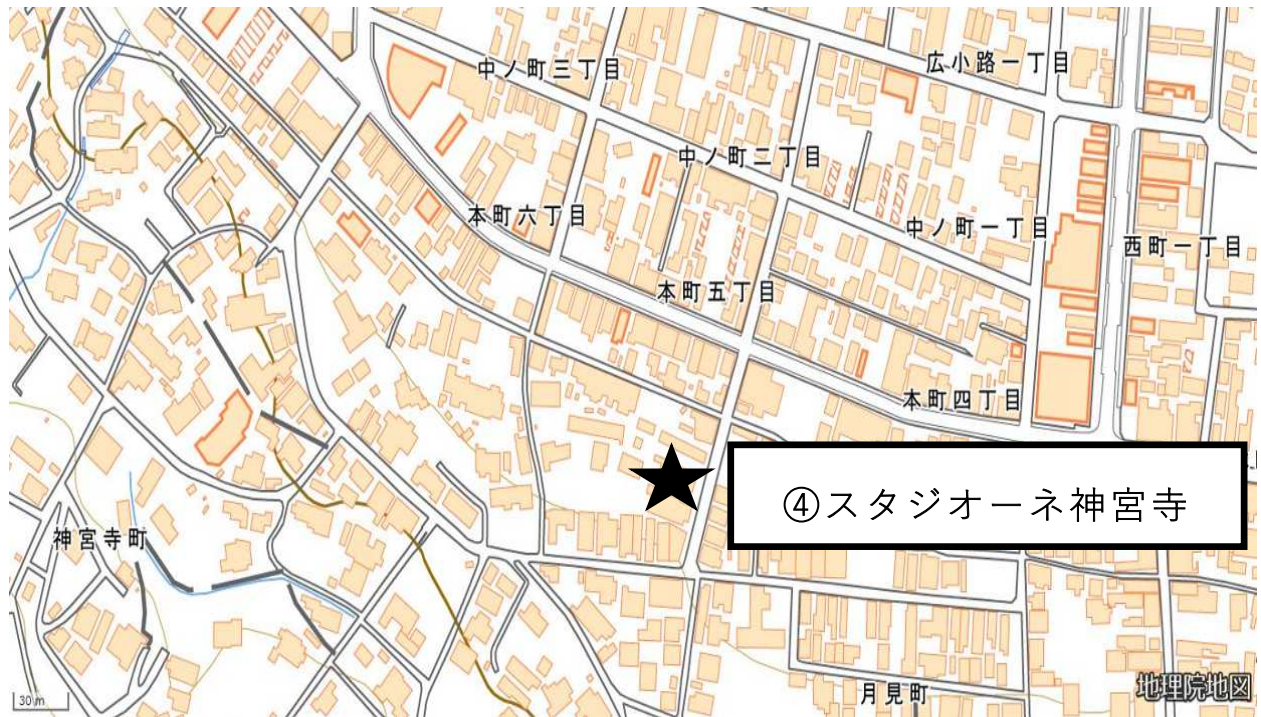
控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> ・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族 	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方 	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 	1人につき40万円
寡 婦	<p>年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方</p> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	<p>申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者</p> <p>※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額</p>	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

募集団地位置図

- ① ピース上野（上野町）
- ② レジデンス川糸（川糸町）
- ③ アライブ（月見町）
- ④ スタジオオーネ神宮寺（神宮寺町）

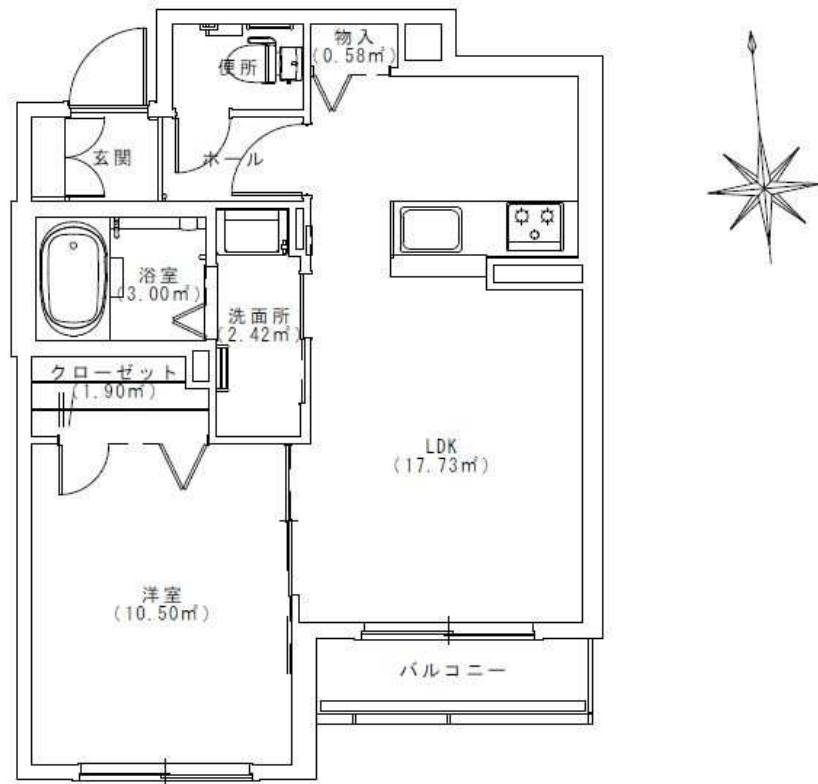




募集団地間取図

募集団地間取図

ピース上野（上野町）

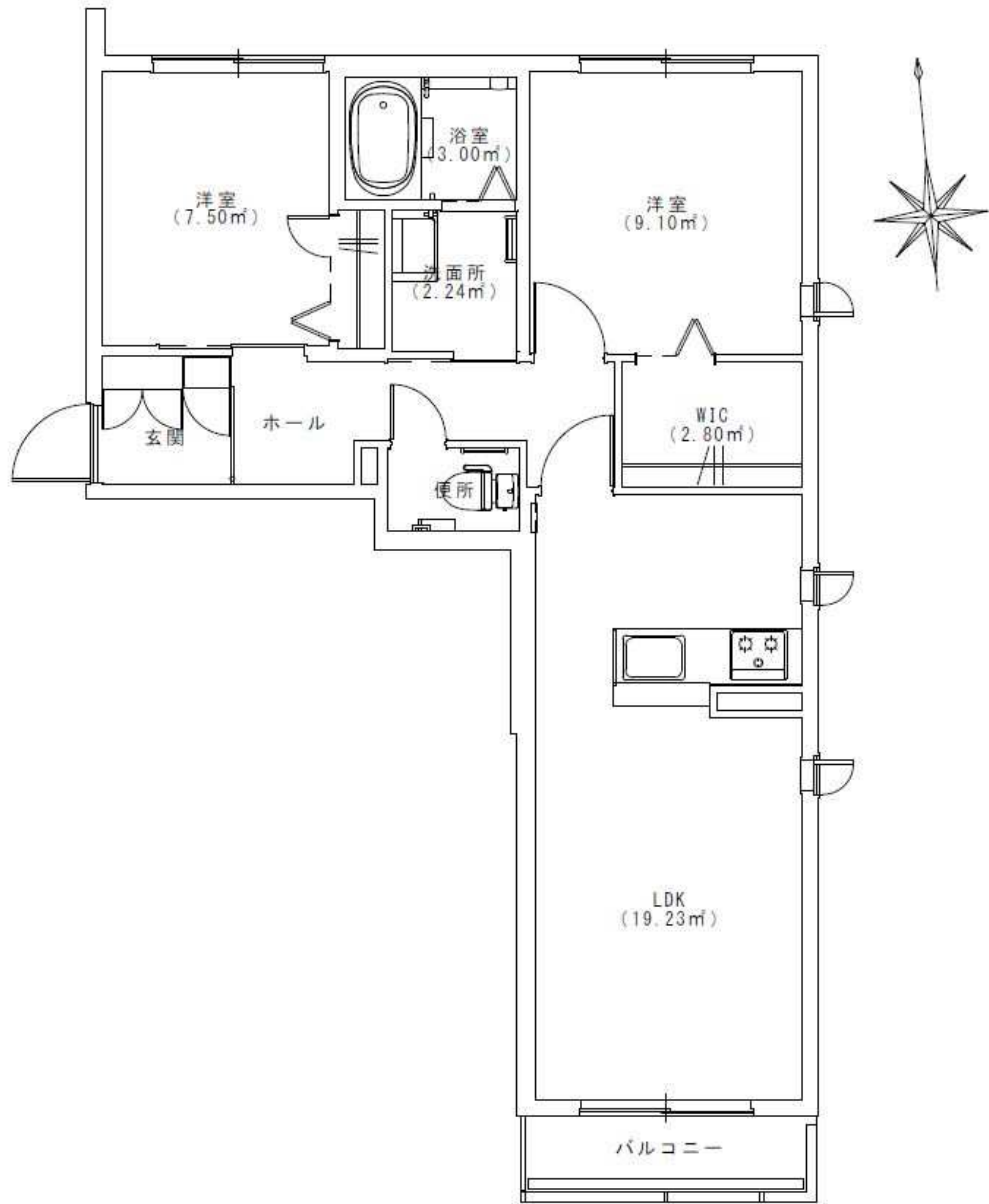


1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

ピース上野（上野町）



2LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります

募集団地間取図

レジデンス川系



1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図



レジデンス川系

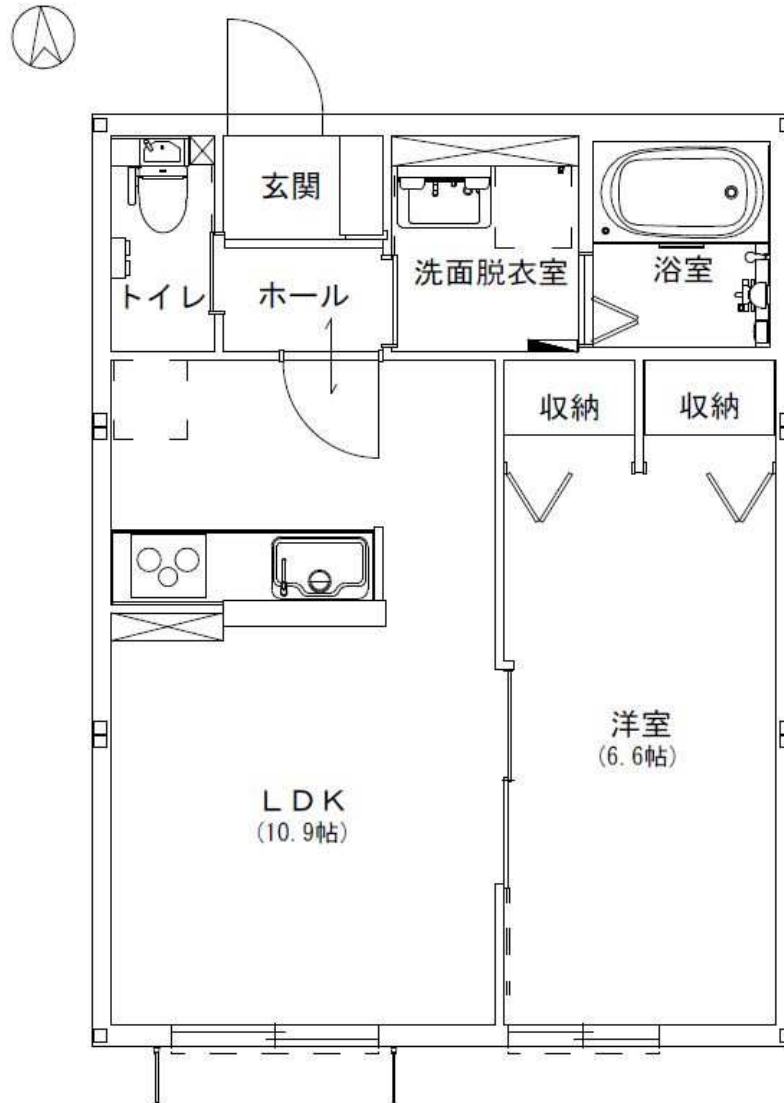


2LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

アライヴ



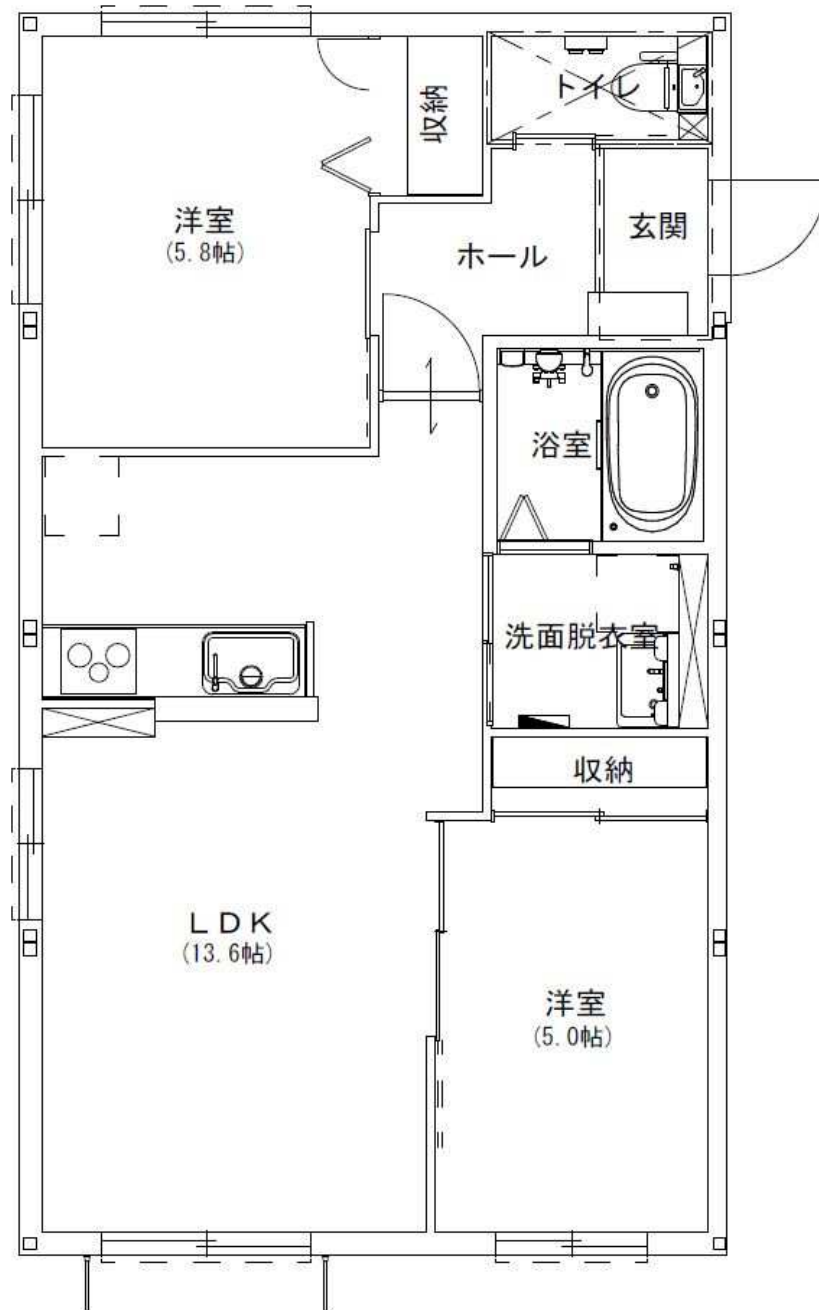
1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図



アライヴ



2LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

スタジオネ神宮寺（神宮寺町）



1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります

綾部市公告第 8 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 8 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 8 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市図書館管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月10日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第3号

綾部市図書館管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市図書館管理及び運営規則（平成5年綾部市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前9時30分から午後6時まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 火曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日及び土曜日 午前10時から午後6時まで

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 休日の翌日。ただし、その日が休日、日曜日、月曜日、土曜日又は毎月の最終火曜日に当たるときは、その翌日以降の最も近い休日、日曜日、月曜日、土曜日又は毎月の最終火曜日でない日

附 則

この規則は、綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年綾部市条例第21号）の施行の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第4回（7月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年7月26日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年7月31日（月）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）